「青森地方裁判所平成２７年（行ウ）第4号」

青森地方裁判所第２民事部　　　裁判長　殿

「年金引き下げ違憲訴訟」の公正判決を求める要請書

本件訴訟は、直接的には2013年10月から実施された1%の年金減額の違法性・違憲性を争うものです。同時に、年金者組合が貴地裁をはじめ全国各地裁にいっせい提訴する一連の裁判が意図するところは、国の年金政策を改めさせる国民的な論議を巻き起こすことにあります。現在の際限ない年金引き下げの流れを変え、最低保障年金制度の確立とマクロ経済スライドの廃止によって、憲法25条が掲げる国民の社会保障への権利を実現することです。

10年以上も前、物価が下がった際に年金を下げなかったという、いわゆる「特例水準」の解消を理由に2013年10月からすべての公的年金を1%引き下げたのを皮切りに、国は3年で2.5%も年金を引き下げました。そして昨年4月には、今後30年近くにわたって年金を下げ続ける「マクロ経済スライド」が発動されました。

平成25年度末の公的年金受給者は3,950万人、このうち基礎年金（国民年金）のみの受給者784万人の平均年金月額は5万円程度にすぎません。厚生年金受給者についても、月額10万円未満の受給者が394万人と全体の25%を占め、女性の場合は52%が10万円未満です。

2013年5月、日本政府報告を審査した国連・社会権規約委員会は「日本の高齢者、とくに無年金高齢者および低年金者の間で貧困が生じていることを懸念」し、「国民年金制度に最低年金保障を導入するよう」あらためて勧告しています。

若い人も高齢者も安心できる日本の年金制度をつくるために、貴裁判所が、今日、わが国の高齢者が置かれた厳しい状況をご賢察のうえ、原告らの主張に耳を傾け、十分に審理を尽くして、公正な判決を下されますよう要請いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　201　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 | 住　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

青森年金裁判を支援する会　　青森市大野字若宮165-19　℡017-762-6234